

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

スケンガイヤ イシタデンエキヤウラヨ、
有限会社 石田電機工業所
京都府木津川市加茂町大野大野37番地
タニタケンイシタデンエキヤウラヨ
代表取締役 石田智子
0774-76-2302
0774-76-4785
ishiden822@bird.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 石田電機工業所
住 所 京都府木津川市加茂町大野大野37番地
代表者氏名 代表取締役 石田智子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社 石田電機工業所		
住 所	京都府木津川市加茂町大野大野37番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 石田智子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名 役員の氏名 給水装置工事主任 技術者の氏名	石田智子	石田智子 石田 進	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 8 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

京都府木津川市加茂町大野大野37番地
有限会社 石田電機工業所
代表取締役 石田智子

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市加茂町大野大野37番地
有限会社石田電機工業所

会社法人等番号	1300-02-029571	
商 号	有限会社石田電機工業所	
本 店	<u>京都府相楽郡加茂町大字大野小字大野37番地</u>	
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地	平成19年 3月12日変更

		平成19年 3月13日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成4年1月28日	
目的	1 土木工事及び建築工事の設計及び施工管理 2 管工事の設計及び施工管理 3 電気工事業 4 空調設備工事、冷暖房設備工事、換気設備工事、給排水設備工事の設計及び施工 5 補装工事の設計及び施工 6 家庭用電気機器の販売 7 給排水装置工事の設計及び施工 8 水道施設工事の設計及び施工 9 火災報知機の設置及び点検業務 10 前各号に附帯する一切の業務 平成22年 6月15日変更 平成22年 6月15日登記	
発行可能株式総数	60株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。	

京都府木津川市加茂町大野大野37番地
有限会社石田電機工業所

役員に関する事項	京都府相楽郡加茂町大字大野小字大野37番地 <u>取締役 石田進</u>	平成19年 3月12日住所変更 ----- 平成22年 6月15日修正
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 石田進</u>	
京都府相楽郡加茂町大字大野小字大野37番地 <u>取締役 石田喜佐子</u>	平成19年 3月12日住所変更 ----- 平成22年 6月15日修正	
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 石田喜佐子</u>	令和4年 3月31日死亡 ----- 令和5年 4月 3日登記
京都府木津川市吐師松葉35番地3エクセルT <u>ハイツ106号</u> <u>取締役 松本智子</u>	平成22年10月14日就任 ----- 平成22年10月15日登記	
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 松本智子</u>	平成29年 4月10日住所移転 ----- 平成30年 6月14日登記
京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 石田智子</u>	令和2年 6月26日松本智子の氏変更 ----- 令和5年 4月 3日登記	
	代表取締役 <u>石田進</u>	-----
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年10月 3日移記	令和5年 4月 1日辞任 ----- 令和5年 4月 3日登記
		----- 令和5年 4月 1日就任 ----- 令和5年 4月 3日登記

京都府木津川市加茂町大野大野37番地
有限会社石田電機工業所



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和5年7月24日

京都地方法務局木津出張所

登記官

中 島 昌 文



定 款

この定款の写しは現行定款と相違ありません

令和5年8月22日

有限会社石田電機工業所



代表取締役 石田 智子

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、有限会社石田電機工業所と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木工事及び建築工事の設計及び施工管理
- 2 管工事の設計及び施工管理
- 3 電気工事業
- 4 空調設備工事、冷暖房設備工事、換気設備工事、給排水設備工事の設計及び施工
- 5 舗装工事の設計及び施工
- 6 家庭用電気機器の販売
- 7 給排水装置工事の設計及び施工
- 8 水道施設工事の設計及び施工
- 9 火災報知機の設置及び点検業務
- 10 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都府木津川市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、監査役を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。



第3章 株主総会

(招集)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を行使できる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第10条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第13条 株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 役員

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、3名以内とする。

(資 格)

第17条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。



(代表取締役及び社長)

第19条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は、毎年8月21日から翌年8月20日までの年1期とする。

(剩余金の配当及び除斥期間)

第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。



第一四九八五七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

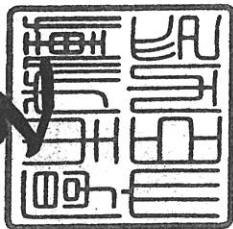
氏名 石田智子

昭和四十七年八月二十二日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和四年四月十九日

厚生労働大臣 後藤尹之助



遅滞理由書

奈良市水道企業局様

今回、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書にて、
変更の届出を30日以内となっておりましたところ、当社の
業務の激務のため、届出が遅滞いたしました。
奈良市水道企業局様には、ご迷惑をおかけいたしました
ことを、心よりお詫び申し上げます。

今後、この様な不備を起こさない様、精進してまいります。

令和 5 年 8 月 18 日

京都府木津川市加茂町大野37番地

有限会社 石田電機工業所

代表取締役 石田智子

